

全中建

社会に貢献する
地場産業としての
役割を果たすために



Japan Medium and Small Construction Industry Association

一般社団法人 全国中小建設業協会

社会に貢献する地場産業としての役割を果たすために

建設業は、わが国の社会資本整備を担う重要な産業であり、その中でも中小建設業は地方において元請として地域社会の発展に大きな役割を果たしています。

しかしながら、中小建設業界はこれまで長年にわたる公共投資の大幅な削減により、特に地方自治体の事業量の削減に伴い、今なお非常に厳しい状況にあります。さらに少子高齢化時代を迎え、担い手である若者の労働人口の減少など、後継者となるべき若手入職者の確保が困難な状況となっています。

全国中小建設業協会は、地域における主要産業として地域経済の活性化を図り、地域社会の発展・振興に寄与する全国組織として結束し、受注機会の確保、経営の合理化、技術力の向上、労働環境の改善等に取り組み、国民生活の安全・安心を守り、「社会に貢献する力強い地場産業」としての役割を果たすべく努力しています。地域の発展を支える中小建設業の健全な発展がなければ地域の発展はありません。

全国の中小建設業者の皆様におかれましては、地域における中小建設業者の役割についてご理解を頂き、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



会 長 土 志 田 領 司

設立の趣旨

全中建は昭和39年、社団法人全国中小建設業協会として設立され、平成25年、一般社団法人全国中小建設業協会へと移行し、現在に至っています（平成26年、設立50周年）。

設立当時の我が国は、東京オリンピックの開催など高度成長のただ中にありながらも、中小建設業は大手建設業に比べて生産性等で後れをとり、経営基盤も弱く、苦境に立たされていました。

このようななか、中小建設業の全国組織化の必要性が叫ばれ、諸問題に結束して対応することが求められました。さらに中小建設業の振興を目的とする中小企業基本法が昭和38年に制定されて以来、全中建は国や自治体の中小企業政策の円滑な実施、中小建設業の受注機会の確保などに向け日々努力を重ねております。

事業内容

全中建は中小建設業の技術的、経済的及び社会的地位の向上を図るため国や地方自治体関係へ建議陳情を図り、福祉を増進するための共済関係事業、建設業に関する法制、施策の調査及び情報提供等々を行っております。



協会の主な会議

○定時総会

○正副会長会議

○通常理事会

○協議員会

○若手経営者部会

○事務局長会議

○各種委員会（総務委員会・財務委員会・共済制度運営委員会・土木委員会・
建設業振興対策委員会・広報委員会・労務資材対策委員会・
建築委員会・安全衛生委員会・環境問題等対策委員会）

中小建設業の代表団体としての政府関係機関等への要望

全中建は全国の中小建設業を代表して、地域住民の安全・安心を守り、地域の主要産業として地域の雇用を確保し経済の活性化を図るため、中小建設業の受注機会の確保および環境改善等を求め、国、地方自治体、政党への要望活動を積極的に展開しています。

また、国土交通省や経済産業省等に設置されている各種会議にも出席をし、中小建設業の課題の解決や発展に向けて意見表明をしております。

その結果として、歩切りの完全撤廃、小規模工事施工パッケージ型積算方式の拡充などの施策が実現されているほか、債務負担行為・繰越明許費の活用等による工事発注及び引渡時期の平準化を求めています。

有利な全中建における団体保険制度

会員企業従業員の福祉事業の一環として、掛け金や補償内容の面でたいへん有利な団体保険への加入を促進しています（全国規模での保険加入であるため、単独企業でご加入いただくよりもたいへん有利な団体保険です）。

災害共済制度

- ・業務上・業務外（日常生活）を問わず 24 時間補償（病気死亡・災害で入院した場合も可）加入手続きが簡単（医師による診断不要・簡単な告知のみ）
- ・加入希望会社は、全員加入が条件（掛け金を会社が負担するため全額損金算入）

総合賠償制度

- ・団体契約のスケールメリットによる割引率が大きく、損害賠償リスクを 1 つの保険で幅広くカバー出来ます。
- ・総合賠償責任保険は約 25 % 割引
- ・法定外労災補償保険は約 70 % 割引
- ・請負業者賠償責任保険は 14 ～ 50 % 割引

工事保険制度

- ・土木・建築工事における工事物・仮設物（資機材等）の物的損害を補償
- ・「元請として施工する工事のみ」を補償対象とすることが可能で合理的
- ・ダム・山岳道路等も補償対象とすることが可能
- ・工事現場の様々な財物・リスクをまとめてカバー

全中建のあゆみ

- 昭和36年10月 全国中小建設業団体協議会設立総会
- 昭和39年 4月 社団法人全国中小建設業協会として設立
- 昭和42年 5月 全中建から中小企業政策審議会官公需小委員会へ委員を送り、官公需法に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の作成に参加。
- 昭和46年10月 全中建災害共済制度を開始
- 昭和53年 2月 全中建法定外労災補償共済制度を開始
10月 全中建第三者損害賠償責任共済制度を開始
- 昭和56年 3月 全中建が要望してきた単品スライド条項の設定が実現し、公共工事標準請負契約約款が改正
- 平成 元年 5月 設立25周年を迎え、『二十五年のあゆみ』を発行
- 平成 8年 2月 平成7年4月策定の建設産業政策大綱に基づき、全中建ビジョンを策定
- 平成 9年 1月 第1回若手経営者の会（若手経営者懇談会）を開催
- 平成24年 5月 全中建の要望が実り、最低制限価格と低入札価格調査基準価格の引上げを実施する自治体が増加
- 平成25年 1月 全中建の要望が実り、平成26年度から4年間、500万円超～1,000万円以下の請負契約に係る印紙税を5,000円（現行1万円）とすることを自民党税制調査会が決定
4月 一般社団法人全国中小建設業協会へ移行
10月 全国ブロック別意見交換会（会員企業との意見交換）を開始
- 平成26年 5月 改正品確法の成立
6月 創立50周年記念式典開催
全中建の要望が認められ国土交通省から歩切り撤廃に関する通知文発出
- 平成27年 1月 地方公共団体に対し「歩切り」の見直し要請
4月 小規模工事施工パッケージ型積算方式の導入
全中建あんしん工事保険共済制度を開始
- 平成28年 3月 官庁営繕部 積算（見積）の統一要請
10月 建設産業政策会議への参加 中小の「生の声」を発言
- 平成29年 7月 「2017+10」へ発展
- 令和 元年 6月 賛助会員制度の導入
入会規程の改正

一般社団法人 全国中小建設業協会 正会員

会 員 名	郵便番号	住 所	電話番号
(一社) 旭川林業土木協会	070-8003	旭川市神楽3条 8-1-19	0166-61-3527
(一社) 八戸建設業協会	031-0073	八戸市大字売市字観音下 28-5	0178-22-0755
全中建 岩手	020-0873	盛岡市松尾町 17-9	019-653-6111
(一社) みやぎ中小建設業協会	981-3117	仙台市泉区市名坂字南前 5-3	022-375-0889
(一社) 山形県建築協会	990-0825	山形市城北町 1-12-26 山形建築会館内	023-647-6131
全中建 茨城	310-0062	水戸市大町 3-1-22	029-221-5126
全中建 栃木	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1	028-639-2611
(一社) 東京都中小建設業協会	160-0022	新宿区新宿 2-10-7 TOMビル 5階	03-3356-7711
都中建協同組合	160-0022	新宿区新宿 2-10-7 TOMビル 5階	03-3356-7711
全中建 南多摩	192-0046	八王子市明神町 1-10-14 南多摩建設会館	042-644-0731
(一社) 町田市建設業協会	194-0211	町田市相原町 1251 番地	042-773-6686
(一社) 東京林業土木協会	135-0016	江東区東陽 4-11-38	03-3615-7700
神奈川県中小建設業協会	210-0004	川崎市川崎区宮本町 7-5 川崎建設会館	044-244-5156
(一社) 横浜建設業協会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 A棟 5階	045-201-9521
静岡県中小建設業協会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9 静岡県建設業会館	054-252-8479
(一社) 愛知県土木研究会	461-0001	名古屋市東区泉 2-11-22 愛知県土木会館	052-931-6911
愛知県舗装技術研究会	461-0001	名古屋市東区泉 2-11-22 愛知県土木会館	052-932-2265
愛知県建築技術研究会	460-0002	名古屋市中区丸の内 3-19-30 愛知県住宅供給公社ビル 3階	052-955-1107
三重県中小建設業協会	514-0003	津市桜橋 2-177-2	059-224-4116
(一社) 福井地区建設業会	910-0853	福井市城東 4-12-21	0776-23-2462
全中建 京都	604-0924	京都市中京区河原町通り二条下ル一之船 入町 375 スリーエスビル 5階B号室	075-251-1251
(一社) 大阪府中小建設業協会	540-0012	大阪市中央区谷町 1-3-27 大手前建設会館	06-6945-1520
全中建 広島県支部	730-0013	広島市中区八丁堀 11-28 朝日広告ビル	082-223-4230
香川県中小建設業協会	760-0067	高松市松福町 2-15-24 香川県土木建設会館	087-822-4111
高知県中小建設業協会	780-0870	高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 2階	088-822-6181
大分県中小建設工業会	870-0036	大分市寿町 11-22 MS 大分中央(株)内	097-537-3700
全中建 鹿児島	892-0853	鹿児島市城山町 2-13	099-224-5220
(一社) 沖縄県中小建設業協会	902-0074	那覇市仲井真 316 - 1 番地 シティハウス 06	098-851-8806

入会のご案内

正会員

全中建の活動目的に賛同し、建設業登録規程による業登録をした企業の団体

賛助会員

全中建の活動目的に賛同し賛助する、建設業関連の業務を営んでいる企業

ご入会のメリット

- ・ 国の施策に関する最新情報の提供
- ・ 政府関係機関会議等への参画
- ・ 全中建独自のお得な掛け金で補償内容の団体保険制度への加入
- ・ 外国人受入れに関する手続等のご案内
- ・ 表彰の推薦（叙勲・褒章・国土交通大臣表彰等々）

手続きおよび会費について

下記のお電話またはアドレスあてにお問い合わせをお願い致します。

一般社団法人 全国中小建設業協会 本部

〒104－0041

東京都中央区新富2－4－5

ニュー新富ビル2階

T e l : 03－5542－0331

F a X : 03－5542－0332

メー ル : webmaster@zenchuken.or.jp

ホームページ : <http://www.zenchuken.or.jp/>

